

(参考) 県単医療費助成事業の比較

事業名	重度心身障害者医療費助成事業	母子及び父子家庭等医療費助成事業	こども医療費助成事業
目的	重度心身障害者(児)の福祉の増進	母子家庭等の生活の安定と自立支援	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促し、健全な育成を図る
開始時期	平成3年4月1日	平成6年4月1日	平成6年4月1日
対象者	①身障手帳1級、2級 ②療育手帳A1、A2 ※いずれも年齢制限なし	①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③養育者に養育されている父母のない児童 ※いずれも児童は18歳の年度末まで	①入院:中学卒業まで ※15歳に達した年度の末まで ②通院:就学前まで ※6歳に達した年度の末まで
所得制限	あり(障害児福祉手当と同様)	あり(児童扶養手当と同様)	なし
実施主体	市町村		
県補助金	市町村が助成した対象経費(対象者の医療費自己負担分等)の1/2以内を市町村に補助する		
一部負担金	入院:なし※食事療養費は対象外 通院:なし	入院:なし※食事療養費は対象外 通院:1医療機関につき、1,000円/人・月	1医療機関につき、1,000円/人・月 →負担金なし(H30.10～)
助成方法	償還払 + 自動償還(H30～)	償還払 + 自動償還(H29～)	自動償還 + 現物給付(H30～)
事業規模	H28県助成額:11.1億円 対象者: 2.8万人	H28県助成額:2.8億円 対象者:5.9万人	H28県助成額:12.3億円 助成対象国調人口:26.4万人
県所管課	子ども生活福祉部 障害福祉課	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	保健医療部 保健医療総務課